

食育活動表彰実施要領

全部改正 平成 28 年 10 月 12 日付け 28 消安第 2727 号
一部改正 平成 29 年 9 月 25 日付け 29 消安第 3023 号
一部改正 令和 2 年 6 月 25 日付け 2 消安人第 45 号
一部改正 令和 3 年 4 月 7 日付け 3 消安人第 5 号
消費・安全局長通知

食育推進ボランティア表彰実施要領（平成 28 年 2 月 25 日付け 27 消安第 5515 号）を全部改正し、食育活動表彰実施要領を制定する。

第 1 目的

国民運動として食育を推進するためには、農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動、教育活動又はボランティア活動を通じて、食育の推進に取り組む者（以下「食育関係者」という。）による当該取組が全国で幅広く行われることが重要である。

このため、食育関係者を対象として、その功績を称えるとともに、その取組の内容を広く国民に周知し、食育を推進する優れた取組が全国に展開していくことを目的として表彰を行う。

第 2 実施主体

表彰は、食育活動表彰運営事務局（以下「事務局」という。）の協力を得て、農林水産省が主催する。

第 3 表彰の部門及び対象者

表彰は、次に掲げる部門ごとに、当該各号に掲げる者を対象として行う。

(1) ボランティア部門 次のいずれかに該当する者

- ① 食生活改善推進員の活動について（平成 7 年 6 月 19 日付け健医健発第 51 号厚生省保健医療局健康増進栄養課長通知）の食生活改善推進員（以下単に「食生活改善推進員」という。）及び食生活改善推進員で構成される団体（市区町村を単位とするものを含む。）
- ② 第 4 次食育推進基本計画（令和 3 年 3 月食育推進会議決定）第 2 の 2 の（9）の食育の推進に関わるボランティアとして活動している個人若しくは団体（前号に該当する者を除く。）又は大学（短期大学を含む。）、高等専門学校若しくは専門学校（以下「大学等」という。）の学生若しくは大学等の学生を主体とする団体

(2) 教育関係者・事業者部門 次のいずれかに該当する者

- ① 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体
- ② 農林漁業者（法人を含む。）、農林漁業者を組合員とする協同組合及び集落営農等農林漁業者グループ
- ③ 食品製造・販売その他の事業活動に従事する者（前号に該当する者を除く。）

第 4 表彰の対象活動

表彰は、次に掲げる活動のいずれかに該当するものであって、概ね 3 年以上の期間（新たな活動であって、短期間で波及効果が期待されるものにあつては、1 年を超える期間）にわたり行われているものを対象として行う。

- (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進する活動
- (2) 持続可能な食を支える食育を推進する活動
- (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を推進する活動
- (4) その他食育を推進する活動

第 5 表彰の応募

1 応募の方法

推薦（第 3 の（2）に掲げる教育関係者・事業者部門にあつては、自薦を含む。）によ

るものとし、推薦の手續については大臣官房参事官（兼消費・安全局）（以下「参事官」という。）が別に定めるところによるものとする。

- 2 応募の時期
事務局が別に定める日とする。

第6 審査委員会

- 1 消費・安全局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる者から構成される審査委員会を設置する。
 - (1) 食生活改善に知見のある者
 - (2) 教育等関係機関が行う食育に知見のある者
 - (3) 農林水産業及び教育に知見のある者
 - (4) 企業が行う食育に知見のある者
 - (5) デジタル化に対応した食育に知見のある者
- 2 審査委員会の委員は局長が委嘱することとし、委員会の長（以下「委員長」という。）は委員の互選により選任する。
- 3 審査委員会は、事務局が取りまとめた応募書類及び添付書類について、別紙審査基準に基づき、厳正な審査を行い、受賞候補者を選定する。
- 4 委員長は、受賞候補者を選定したときは、局長に報告する。

第7 表彰を受ける者の決定

局長は、第6の4の規定により委員長が報告した受賞候補者の中から、食育を推進する取組の実態を確認した上で、表彰を受ける者を決定する。

第8 表彰者

表彰は、農林水産大臣及び局長が行う。

第9 表彰の件数

第3に掲げる各部門の各号ごとに、特に優れた取組に農林水産大臣賞1点以内、優れた取組に局長賞2点以内を授与する。

ただし、審査委員会が特に必要と認めた場合に限り、局長賞を3点授与することができる。

第10 表彰の回数

表彰は、毎年度1回行うものとする。

第11 表彰の対象となる取組の内容のとりまとめ

消費・安全局消費者行政・食育課（以下「担当課」という。）は、受賞者が食育を推進する取組を実践するに至った経緯、当該取組の概要及びその効果を取りまとめるものとする。

第12 庶務

この表彰に係る庶務は、担当課が事務局と協力して行う。

第13 その他

この要領に定めのない事項で表彰の実施に関し必要な事項は、参事官が別に定めるものとする。

審査基準

審査項目		審査の視点
先進性	食育の推進に資する新しい活動であること。	・参加者の関心を高め、新規参加者やリピーターの増加につながる活動であるか。
継続性	計画的かつ定期的に実施されている活動であって、継続性が見込まれるもの。	・年間に一定回数以上の取組が行われているか。 ・今後の取組の展開方向について、具体的計画があるか。
有効性	活動の対象者の特性(年代、ライフステージ等)に応じた活動であること。	・年代やライフステージに応じた取組であり、取組対象者にとってわかりやすいテキストや内容となっているか。 ・効果的な取組となるように工夫(時間や場所等の参加しやすさ、関心分野を考慮した取組内容、オンラインの活用等)されているか。
波及性	波及効果が大きいと見込まれる活動であること。	・取組対象が、組織内だけに限定されず、開かれた活動であるか。 ・波及効果が見込まれる広範囲な情報発信を行っているか。
実践性	単なる周知・啓発にとどまらず、活動の対象者の行動につながる実践的な活動であること。	・活動の重点テーマが(1)～(4)のいずれか又は複数に該当し、対象の行動につながるものであるか。 (1)生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進する活動 (2)持続可能な食を支える食育を推進する活動 (3)「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を推進する活動 (4)その他食育を推進する活動

食育活動表彰手続等について

	平成28年10月13日付け	28消安第2745号
一部改正	令和2年6月25日付け	2消安第1481号
一部改正	令和3年4月12日付け	3消安人第7号
一部改正	令和3年5月24日付け	3消安人第47号
大臣官房参事官（兼消費・安全局）		
消費・安全局消費者行政・食育課長通知		

食育活動表彰実施要領（平成28年10月12日付け28消安第2727号消費・安全局長通知以下「実施要領」という。）第5の1及び第13の規定に基づき、表彰の実施に関し必要な事項について、以下のとおり定める。

記

1 推薦対象

実施要領第3（1）及び（2）に掲げる者とする。ただし、教育関係者・事業者部門にあっては、同年度中にボランティア部門の表彰を受けるべき者として推薦されている者を除く。

2 推薦の方法

（1）実施要領第3（1）ボランティア部門関係

以下のいずれかによるものとする。

- ① 都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長は、農林水産省消費・安全局長（以下「局長」という。）からの推薦依頼に基づき、ボランティア部門の表彰を受けるべき者の推薦を行うものとする。
- ② 大学（短期大学を含む。）、高等専門学校又は専門学校（以下「大学等」という。）の長は、ボランティア部門の表彰を受けるべき者（当該大学等の学生又は当該大学等の学生を主体とする団体に限る。）の推薦を行うものとする。また、推薦に当たっては学生の食育を推進する取組が及ぼした効果について、推薦調書（様式1）の成果報告欄に具体的に記載するものとする。

（2）実施要領第3（2）教育関係者・事業者部門関係

教育関係者・事業者部門の表彰を受けるべき者の推薦を行おうとする者は、自薦・他薦を問わず、推薦調書（様式2）により応募するものとする。

（3）共通事項

- ① 推薦に際しては、実施要領第3に掲げる部門ごとの推薦調書（様式1又は様式2）に食育活動の経歴、表彰の理由となる功績等を具体的に記載する。なお、国の行政機関若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公益的な団体から表彰を過去に受けている場合は、当該表彰の対象となった取組の内容を記載した書面を添付することとする。
- ② 複数の者が連携・協働して行う活動の場合は、代表する1者（以下「代表者」という。）を推薦することとし、代表者が推薦の対象となる実施要領第3に掲げる部門に応募するものとする。